

## 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案概要

**第一 総則の修正****一 食料安全保障の確保に関する基本理念関係**

1. 食料安全保障の定義の修正（新第2条第1項関係）  
食料安全保障の定義について、供給される食料が安全であるべき旨及び十分な量であるべき旨を明記すること。
2. 国内における食料の安定供給の確保の重要性の明記等（新第2条第2項関係）  
国民に対する食料の安定的な供給について、国内における食料の安定供給の確保が重要である旨を明記するとともに、多様な農業者による国内の農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させることを基本とすることを明記すること。
3. 食料の「合理的な価格」の「適正な価格」への修正（新第2条第1項・第5項関係）  
食料安全保障の定義において、食料の「合理的な価格」を「適正な価格」に改めるとともに、食料の「適正な価格」の形成について、食料の持続的な供給のみならず農業の持続性の確保が考慮されるよう、その旨を明記すること。

**二 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念関係**

- ・ 農業生産活動が自然環境の保全等に寄与する側面の明記（新第3条関係）  
食料システムについて、食料の生産段階において農業生産活動に自然環境の保全等に大きく寄与する側面がある旨を明記すること。

**三 農業の持続的な発展に関する基本理念関係**

1. 農業所得の確保による農業経営の安定の追加（新第5条第1項関係）  
持続的な農業生産活動が可能な農業所得の確保による農業経営の安定が図られるべき旨を追加すること。
2. 人権への配慮の明記（新第5条第1項関係）  
農業に従事する者の人権への配慮がなされるべき旨を明記すること。

**四 農村の振興に関する基本理念関係**

- ・ 農村振興の意義の明記（新第6条関係）  
農村について、食料の安定的な供給を行う基盤たる役割を果たしていること、農業の有する多面的機能が発揮される場であること等の意義を明記すること。

**五 年次報告関係**

- ・ 講じようとする施策を明らかにした文書の作成に係る規定の存置（新第16条関係）  
政府が食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書の作成及び国会への提出に係る規定を存置すること。

## **第二 基本的施策の修正**

### **一 食料・農業・農村基本計画関係**

#### **1. 食料自給率の目標の必要的記載事項化等（新第 17 条関係）**

食料自給率の目標について、例示ではなく、必要的記載事項とするとともに、食料自給率の目標に緊急時のカロリーベースの食料自給率の目標が含まれることを明記すること。

#### **2. 目標の達成状況の審議会の意見聴取と国会報告の追加（新第 17 条第 7 項第 8 項関係）**

食料・農業・農村基本計画に定める食料自給率等の目標の達成状況に係る調査結果について、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、その意見を付して国会に報告しなければならない旨を追加すること。

### **二 食料安全保障の確保に関する施策関係**

#### **1. 食料消費施策における「予防的な見地」の明記（新第 18 条第 1 項関係）**

食料消費に関する施策について、予防的な見地から行うべき旨を追加すること。

#### **2. フードバンク等への支援の明記（新第 19 条関係）**

食料の円滑な入手の確保のための施策の例示として、食料の提供を受けて食料を必要とする者にこれを提供するための活動等への支援を追加すること。

#### **3. フェアトレードの確保の明記（新第 21 条第 4 項関係）**

農産物等の輸入について、相手国の農業生産活動等における人権状況に留意する旨の規定を追加すること。

#### **4. 考慮されるべき費用の要素の追加（新第 23 条関係）**

食料システムの関係者により考慮されるべき費用の要素として、農業の持続性の確保を追加すること。

#### **5. 備蓄食料の国際援助への活用の明記（新第 25 条関係）**

開発途上地域に対する食料援助の方法として、備蓄する食料の活用等による旨を追加すること。

### **三 農業の持続的な発展に関する施策関係**

#### **1. 多様な農業者の役割の明記（新第 26 条第 2 項関係）**

望ましい農業構造の確立について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域の農業及び農地の確保に果たす役割を明記すること。

#### **2. 農業生産基盤の整備及び保全に係る規定の修正（新第 29 条関係）**

##### **① 農地及び農業用施設の保全に対する直接支払等の根拠の追加等**

農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の例示として、農地及び農業用施設を保全する農業者に対する支援並びに農地保全のために行われる食料の供給以外の多様な用途に利用される農産物の生産の促進を追加すること。

##### **② 「畑地化」の文言の削除**

農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の例示から、水田の「畑地化」を削除すること。

**3. アニマルウェルフェアの明記（新第 31 条関係）**

農産物の付加価値の向上及び創出を図るために必要な施策の例示として、家畜にできる限り苦痛を与えない飼養管理の促進を追加すること。

**4. 有機農業の促進の明記（新第 32 条第 1 項関係）**

農業生産活動における環境への負荷の低減を図るために必要な施策の例示として、有機農業の促進を追加すること。

**5. 種子の公共育種事業に関する規定の追加（新第 42 条第 4 項関係）**

地方公共団体がその地域における重要な農産物の種子を生産し、供給する体制の整備を国が行う旨の規定を追加すること。

**四 農村の振興に関する施策関係**

**1. 地域の伝統的な食品産業の明記（新第 45 条関係）**

地域の資源を活用した事業活動の例示として、地域の伝統的な食品産業に係る事業活動を明記すること。

**2. 都市及びその周辺における農業の有する機能の重要性の明記（新第 49 条第 2 項関係）**

都市及びその周辺における農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多様な機能の重要性を明記すること。